

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法 第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関 する省令の一部を改正する省令案の概要

令和6年7月

技能検定「林業職種」の職種新設について

1 技能検定試験の概要

- ① 「林業」とは、木を育て伐採するというサイクルを守ることであり、森林の恩恵を人の暮らしに与える仕事であり、育林及び素材生産を行う業務に従事する職種。
- ② 育林作業、素材生産作業を適切に実施するにあたり必要な技能を対象とし、複数等級（1級、2級、3級及び基礎級）による試験を実施。
- ③ 試験業務は、民間の指定試験機関として、一般社団法人林業技能向上センター（※）が行う。
※ 林業従事者の人材育成を図ることを目的として主な林業関係中央団体により設立された一般社団法人であり、令和4年度、5年度に業界試験を実施。

2 職種新設の背景・理由

- 林業職種は、多様な自然条件の下で作業が行われ、気象、地形など木を取り巻く状況に応じた適切な作業を行うとともに現場に潜む危険を事前に察知する必要があるため、また、作業の実施に当たりチェーンソー等の機械類や刃物を使用する機会が多く正確かつ安全に作業を行う必要があることから、高度な技能や専門的知識が求められる。
- 検定創設により、林業従事者の技能向上が見込まれ、国による公証制度導入に伴い林業従事者の就業環境の整備及び社会的・経済的地位の向上、ひいては、安全性の向上による労働災害の減少に寄与する。

3 申請内容の審査

- 令和6年3月、（一社）林業技能向上センターから「林業職種」に係る指定試験機関の指定申請を受理。
- 申請内容について、職業能力開発専門調査員からは「職種新設・指定試験機関の指定は適当」とのご意見。

4 今後のスケジュール

- 職種新設に係る改正省令等は、令和6年9月に公布、同日施行予定。
- 省令等の施行後、指定試験機関から提出される試験に係る試験科目及びその範囲、試験業務規程等について、技能実習において実施される講習との整合性が図られているか等を確認・審査の上、認定。
- 林業職種の第1回試験は、令和7年1月に学科、実技試験（判断等試験）、2月から3月にかけて実技試験（製作等作業試験）を実施予定。